

F M C だより

10月の第2月曜日は「体育の日」です。スポーツの秋ということで、運動不足の方は何か始めてみてはいかがでしょうか。

掲載内容に関してご不明点等あれば、お気軽に当事務所までお問い合わせください。



税理士法人 F M C

栃木県栃木市平柳町3丁目28番4号
TEL : 0282-27-8833 / FAX : 0282-27-8830

27年1月からの相続税改正

平成27年1月1日以後の相続開始分から、相続税の計算について4つの改正があります。この改正について、再度確認しましょう。

平成27年1月1日以後に相続又は遺贈（以下、相続等）により取得する遺産に係る相続税について、次の4つの改正がなされます。

基礎控除額の引下げ

基礎控除額を超える遺産を相続等により取得した場合には、相続税を申告します。この基礎控除額が次のように引下げられます。

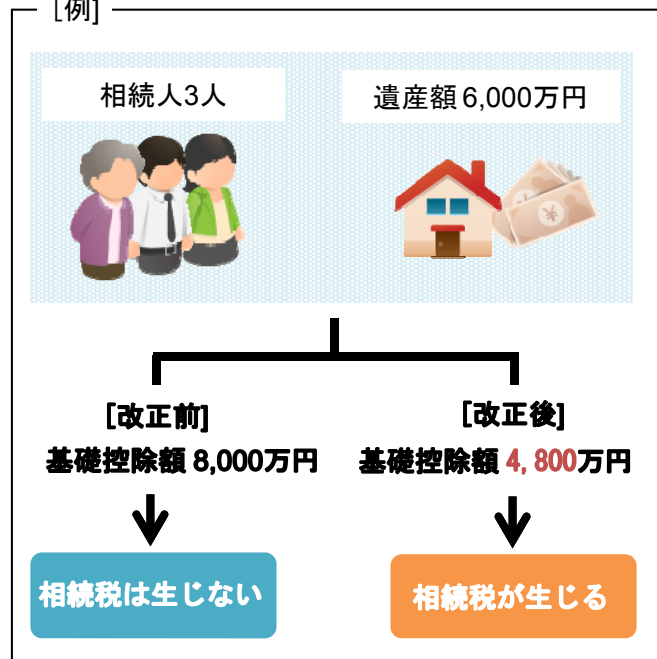
〔改正前（～平成26年12月31日）〕
5,000万円＋（1,000万円×法定相続人の数）



〔改正後（平成27年1月1日～）〕
3,000万円＋（600万円×法定相続人の数）

たとえば相続人（法定相続人）が配偶者と子2人であった場合、これまで遺産額（相続税の課税価格）が8,000万円を超えなければ相続税は生じなかったのですが、改正後は4,800万円を超えると生じることになります。

〔例〕



最高税率引上げへ

次のように税率が変動し、最高税率が55%へと引上げられます。

各法定相続人の取得金額	税率（％）	
	改正前	改正後
1,000万円以下	10	
1,000万円超 3,000万円以下	15	
3,000万円超 5,000万円以下	20	
5,000万円超 1億円以下	30	
1億円超 2億円以下	40	
2億円超 3億円以下	40	45
3億円超 6億円以下	50	
6億円超	50	55

未成年者や障害者の控除額引上げ

未成年者控除額や障害者控除額について、それぞれ次のように引上げられます。

（1）未成年者控除額

20歳までの1年につき

〔改正前〕

6万円

〔改正後〕

10万円

（2）障害者控除額

85歳までの1年につき

〔改正前〕

6万円（12万円）

〔改正後〕

10万円（20万円）

小規模宅地等の特例対象面積の引上げ

被相続人又は被相続人と生計が一緒であった親族が住んでいた土地等について、評価額を8割減額できる面積が240㎡から330㎡に拡大されるなど、一定の改正がなされます。

いくら遺産でいくら相続税？

遺産額がどれだけで相続人が何人いる場合に、どのくらいの相続税がかかるのか、早見表をご用意いたしました。

相続人の中に配偶者がいる場合には、『配偶者の税額軽減』という優遇された税額控除制度を適用できます。適用できる場合は、配

偶者の取得した財産が、法定相続分相当額か1億6,000万円以下であれば、配偶者に対する相続税は0になります。そのため、配偶者の税額軽減制度を最大限活用した場合には、相続税額が大きく減ります。ただし、その分配偶者に遺産が移動することになるため、場合によっては次の相続の際に多額の相続税が発生することもあります。

相続税額の早見表（平成27年1月1日相続～）

（単位：万円）

遺産額	相続税	配偶者あり			配偶者なし		
		子 1 人	子 2 人	子 3 人	子 1 人	子 2 人	子 3 人
4,000万円総額		0	0	0	40	0	0
	軽減後*	0	0	0			
5,000万円総額		80	20	0	160	80	20
	軽減後*	0	0	0			
7,000万円総額		320	225	160	480	320	220
	軽減後*	0	0	0			
9,000万円総額		620	480	400	920	620	480
	軽減後*	0	0	0			
1億円総額		770	630	525	1,220	770	630
	軽減後*	0	0	0			
1.5億円総額		1,840	1,495	1,330	2,860	1,840	1,440
	軽減後*	0	0	0			
2億円総額		3,340	2,700	2,435	4,860	3,340	2,460
	軽減後*	668	540	487			
3億円総額		6,920	5,720	5,080	9,180	6,920	5,460
	軽減後*	3,229	2,669	2,371			
5億円総額		15,210	13,110	11,925	19,000	15,210	12,980
	軽減後*	7,605	6,555	5,962			
7億円総額		24,500	21,740	19,770	29,320	24,500	21,240
	軽減後*	12,250	10,870	9,885			
9億円総額		34,500	30,870	28,770	40,320	34,500	30,240
	軽減後*	17,250	15,435	14,385			
10億円総額		39,500	35,620	33,270	45,820	39,500	35,000
	軽減後*	19,750	17,810	16,635			

※軽減後とは、相続税の配偶者控除を最大限適用した場合の相続税額の合計額を指す。



急増する「いじめ・嫌がらせ」の個別紛争



世間では労働トラブルの話を耳にすることが相変わらず多い状態にあります
が、実際はどうなのでしょう。これに関して厚生労働省は、平成26年5月に
「平成25年度個別労働紛争解決制度施行状況」の集計結果を発表しました。
その内容をみると、総合労働相談件数全体としては減少する一方で、「いじめ・嫌がらせ」
の個別紛争が急増しています。今回はその具体的内容をみていきましょう。

平成25年度の総合労働相談件数

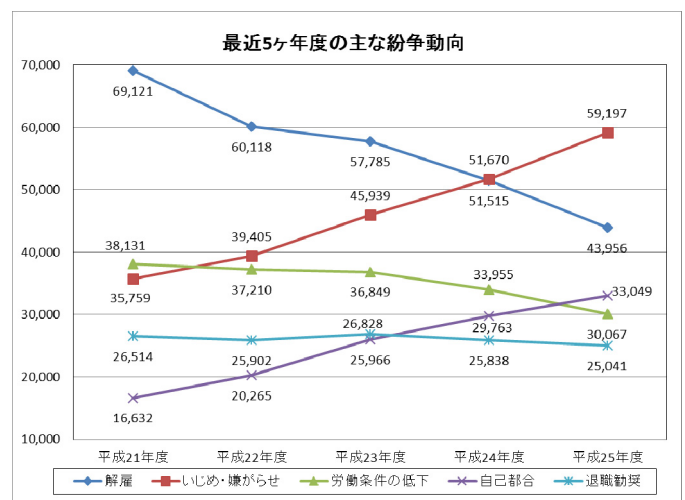
個別労働紛争解決制度とは、企業組織の再編や人事労務管理の個別化等に伴い、労働関係に関する事項について個々の労働者と事業主との間の紛争が増加したことから、その紛争について実情に即した迅速かつ適正な解決を図るために創設された制度です。具体的には、都道府県労働局長の助言・指導制度、紛争調整委員会のあっせん制度等の仕組みが設けられています。

その相談件数をみると、平成25年度は前年度に比べて、総合労働相談、助言・指導、あっせんのいずれも減少しており、全体として労働問題の発生はピークを超えたことが分かります。

- ・ 総合労働相談件数 1,050,042件（前年度比1.6%減）
うち民事上の個別労働紛争相談件数 245,783件（同3.5%減）
- ・ 助言・指導申出件数 10,024件（同3.3%減）
- ・ あっせん申請件数 5,712件（同5.5%減）

直近5ヶ年度の主な個別紛争の動向

次に紛争の内容ですが、直近5ヶ年度の主な個別紛争の動向をみると以下のグラフのとおりとなっています。



このように、これまでトップであった「解雇」が平成21年度の約7万件をピークに年々減少している一方で、「いじめ・嫌がらせ」がここ5年間で65%を超える伸びとなっており、今や労働問題の中でもっとも多いトラブルになっているということに注目する必要があります。

「いじめ・嫌がらせ」は、近年、職場で問題視されているパワーハラスメントにも関係しており、メンタルヘルス不調と絡んで、問題が深刻化するケースが増加しています。その対策として、管理職向けの研修を実施する、社内・社外に相談窓口を置くなどして、未然に問題を防ぐ体制づくりが求められています。



中小企業の賃金引上げ 状況と上昇率



平成26年7月15日に、厚生労働省の平成26年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会（第2回）の資料として、「平成26年賃金改定状況調査結果」（※）が発表されました。ここではその調査結果から、26年の中小企業の賃上げ状況と賃金上昇率をご紹介します。

賃上げ実施事業所は25年より増加

上記調査結果から、業種別に賃上げの実施状況をまとめると下表のようになります。

業種別賃金改定実施事業所の割合（単位：％）

	1～6月に賃金引上げを実施した事業所		7月以降に賃金改定を実施する予定の事業所	
	25年	26年	25年	26年
産業計	36.7	43.1	11.8	11.8
製造業	29.3	40.0	11.3	10.7
卸売業、小売業	43.8	45.8	14.3	15.0
宿泊業、飲食サービス業	20.9	30.7	12.9	12.1
医療、福祉	64.8	61.3	8.8	11.0
その他のサービス業	42.4	45.9	10.5	10.7

厚生労働省「平成26年賃金改定状況調査結果」より作成

6月までに賃上げを実施した事業所は産業計で43.1%となり、25年に比べ6.4ポイント増加しました。業種別にみると、製造業が25年に比べ10ポイント以上も増加しています。

7月以降に賃金改定を実施予定とする事業所も産業計で10%以上あることから、今年賃上げを実施する事業所の割合は、50%を超えることが予想されます。

賃金上昇率は2%に届かず

次に、1時間当たり賃金額と賃金上昇率を、一般労働者とパートタイム労働者（以下、パート）別にまとめると右上表のとおりです。

産業計では一般労働者、パートともに25年から賃金が増え、上昇率も25年よりも高くなりました。1時間当たり賃金額でみると一般労働者が17円、パートが11円、賃金上昇率でみると一般労働者が0.3ポイント、パートが0.2ポイントの増加となりました。

一般労働者及びパートタイム労働者の賃金上昇率
（単位：円、％）

産業計	1時間当たり賃金額		一般労働者		パート
			25年6月	26年6月	
	賃金上昇率	25年	0.8	0.9	
		26年	1.1	1.1	
製造業	1時間当たり賃金額	25年6月	1,423	941	
		26年6月	1,439	949	
	賃金上昇率	25年	0.3	-0.1	
		26年	1.1	0.9	
卸売業、小売業	1時間当たり賃金額	25年6月	1,606	1,000	
		26年6月	1,617	991	
	賃金上昇率	25年	0.6	0.9	
		26年	0.7	-0.9	
宿泊業、飲食サービス業	1時間当たり賃金額	25年6月	1,184	920	
		26年6月	1,208	934	
	賃金上昇率	25年	1.1	0.8	
		26年	2.0	1.5	
医療、福祉	1時間当たり賃金額	25年6月	1,419	1,193	
		26年6月	1,439	1,225	
	賃金上昇率	25年	0.7	1.4	
		26年	1.4	2.7	
その他のサービス業	1時間当たり賃金額	25年6月	1,641	1,125	
		26年6月	1,654	1,148	
	賃金上昇率	25年	0.6	2.5	
		26年	0.8	2.0	

厚生労働省「平成26年賃金改定状況調査結果」より作成

業種別にみると、1時間当たり賃金額が最も高いのは、一般労働者ではその他のサービス業で、パートでは医療、福祉でした。賃金上昇率がマイナスとなったのはいずれもパートで、製造業は25年、卸売業、小売業は26年でした。

この数字をみる限り、できる範囲で賃上げを実施した企業も少なくないといえるのではないのでしょうか。

（※）平成26年6月1日現在の常用労働者数が30人未満の企業に属する民営事業所で、1年以上継続して事業を営んでいる事業所から一定の方法により抽出した約4,000事業所を対象にした調査です。詳細は以下のURLのページから確認できます。
<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000051335.html>



意外に使える？ Windows標準ツール



Windowsには標準で利用できるツールがたくさんあります。代表的な例としては「メモ帳」「電卓」「Windows Media Player」などなど。それ以外にも、あまり知られていない便利なツールがたくさんあります。今回は筆者が使える！と思った標準ツールについてご紹介します。

Snipping Tool

画面のキャプチャを画像化するツールです。画面を丸ごと画像にするわけではなく、自分が画像化したい箇所のみを切り出すことができるため、この部分だけ取っておきたい！といったケースで便利です。

切り出した画像に対して、蛍光ペンを使って大事な部分に印をつけたり、メモを残したりすることも可能です。言葉だけでは伝わりづらい情報も、絵だと伝えることはよくあります。情報を相手に正しく伝えたい時にも活用できると思います。

他人にパソコンの画面を見せながら説明するといったシーンにも、活用できると思います。

付箋

パソコンのデスクトップ上に表示する付箋ツールです。できることはアナログの付箋とほぼ同様で、付箋の色やフォントを変更することが可能です。とてもシンプルな機能ですが、パソコンを起動した後で表示されるため、備忘録として活用すると便利です。

拡大鏡

いわゆる虫めがねの機能で、画面上の文字や表示を拡大・縮小できるツールです。小さくて読みづらい文字や画像などを、拡大することが可能です。Internet Explorerなどの各種ブラウザには、文字を大きくする機能が搭載されていますが、この拡大鏡はWindows画面そのものを拡大できることがポイントです。

問題ステップ記録ツール

パソコン上で行った操作をすべて記録してくれるツールです。パソコン内で問題が発生した場合、再現方法などを相手に伝える必要があります。このツールを利用すれば、操作そのものを記録できるため、正確に相手へ伝えることができます。操作を記録して、自分が日々行っている業務をマニュアル化するという活用も可能です。

ツール	使用できるOS	使用方法 (Windows7の場合：参考URL)
Snipping Tool	Windows Vista (Home Basicを除く) 以降	http://windows.microsoft.com/ja-jp/windows/use-snipping-tool-capture-screen-shots#1TC=windows-7
拡大鏡	Windows Vista以降	http://windows.microsoft.com/ja-jp/windows/make-screen-items-bigger-magnifier#1TC=windows-7
付箋	Windows Vista (Home Basicを除く) 以降	http://windows.microsoft.com/ja-jp/windows7/using-sticky-notes
問題ステップ記録ツール	Windows 7以降	http://windows.microsoft.com/ja-jp/windows7/how-do-i-use-problem-steps-recorder

年末年始は、大きな資金が必要となる時期です。年末を前に資金繰りを計画しましょう。特に未収債権の回収促進に努めましょう。

2014年10月

お仕事備忘録

1. 年末にかけての資金繰り計画
2. 労働保険料第2期分の納付（延納申請した場合）
3. 労働者死傷病（軽度）報告提出
4. 定時決定の反映と新しい保険料率による控除
5. 各都道府県で地域別最低賃金額が変わります
6. 冬季賞与の資料・情報収集
7. 歳暮・年賀状の準備開始

1. 年末にかけての資金繰り計画

年末にかけての年度後半は、賞与資金など大きな支出の他に、様々な諸経費も増える時期です。資金繰りは大丈夫ですか。下期の資金計画をたてましょう。

資金繰りには売掛金の回収促進や在庫などの管理が重要です。場合によっては、買掛金の支払などの遅延が発生してしまい、信用を失う可能性もあります。

未収債権の把握をし、滞留しているものがあれば営業担当者などに回収を促します。

2. 労働保険料第2期分の納付（延納申請した場合）

労働保険の概算保険料は、年度更新の際に延納申請すると3期に分割して納付することができます。今月は口座振替を利用しない場合の第2期分の納付期限です。

3. 労働者死傷病（軽度）報告提出

業務災害が発生した場合、「労働者死傷病報告」を労働基準監督署に提出しなければいけません。業務中の軽度の事故・疾病が原因で休業日数が1～3日ある場合は、暦年の四半期ごとにまとめ、翌月（4・7・10・1月）末までに届ける必要があります。

今月は7月から9月分の報告となります。

また、4日以上の場合は、個々のケースごとに報告が必要なので注意しましょう。

4. 定時決定の反映と新しい保険料率による控除

定時決定により、9月からは新たに改定された社会保険料が適用されますが、従業員からの社会保険料の控除を翌月に行っている場合、10月から控除することになります。

また、平成26年9月分（10月納付分）から厚生年金保険の保険料率が改定されていますので、新しい保険料額表をご確認ください。

5. 各都道府県で地域別最低賃金額が変わります

今月より地域別最低賃金額が変わります。各都道府県によって適用となる月日が異なっていますので、金額および発効年月日を確認しておきましょう。

6. 冬季賞与の資料・情報収集

冬の賞与支給に向けて、情報収集を行います。各機関からの資料・情報収集、会社の業績資料より原資の検討、部門・個別評価と配分の決定等の準備を進めましょう。

7. 歳暮・年賀状の準備開始

10月は年末年始のご挨拶の準備に取り掛かる時期です。

昨年の実績、今年の中元の発送先を洗い出し、どこへ歳暮を贈るのか、住所やあて先の氏名、役職名の変更はないのかなど、担当者等と連絡を取り合って確認をします。

また例年、11月頃にはお年玉つき年賀はがきが発売されます。必要枚数を確認すると同時に、今年の発送実績をまとめ、来年も発送するのか、喪中先はないのかなどのチェックもはじめましょう。

歳暮・年賀状とも同時進行でいかなければならないため、少しでも余裕をもてるよう、この時期からはじめるのが得策です。



10月は、年の終盤です。やり残しがないように、進捗の確認や計画の見直しを随時行いましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	水	仏滅	●全国労働衛生週間（～7日（火）まで） ●大学生への採用内定の通知開始 ●高齢者雇用支援月間
2	木	大安	
3	金	赤口	
4	土	先勝	
5	日	友引	
6	月	先負	
7	火	仏滅	
8	水	大安	寒露
9	木	赤口	
10	金	先勝	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（9月分） ●一括有期事業開始届（建設業）届出
11	土	友引	
12	日	先負	
13	月	仏滅	体育の日
14	火	大安	
15	水	赤口	
16	木	先勝	
17	金	友引	
18	土	先負	
19	日	仏滅	
20	月	大安	
21	火	赤口	
22	水	先勝	
23	木	友引	霜降
24	金	先負	
25	土	仏滅	
26	日	大安	
27	月	赤口	
28	火	先勝	
29	水	友引	
30	木	先負	
31	金	仏滅	●健康保険・厚生年金保険料の支払（9月分） ●労働保険料の納付（第2期分）※口座振替を利用しない場合 ●労働者死傷病（軽度）報告提出（休業日数1～3日の労災事故[7月～9月]について報告） ●個人の県民税・市町村民税の納付（普通徴収・第3期分）※市町村の条例で定める日まで